

## 新たな食品表示制度における栄養表示についての方向感（案）

**【これまでの経緯】**

健康的な食生活を送るため、また、食生活の改善を図るため、食品を選択する際の目安として栄養表示を確認したいとの消費者の要望は強いと考えられること、さらに、諸外国においても、近年、食品表示制度の見直しが進められていることを踏まえ、たたき台案で、中小事業者等一部事業者を義務対象から除外することや、一定の場合に容器包装への表示を省略できることとした上で、原則として義務表示とする案をお示したところである。

論点5 栄養表示について  
栄養表示を義務化すべきか。

（前略）、原則として義務表示とした上で、中小事業者等栄養表示が困難な事業者については義務対象から除外して自主的取組を推奨する（中略）ことや、一定の場合に容器包装への表示を省略できる（中略）ことを検討してはどうか。

いずれにせよ、義務化導入当初は義務付けの対象を限定し、その後、制度の運用状況を検証しつつ、義務付けの対象を徐々に拡大することを目指すこととしてはどうか。（後略）

【「論点についての検討方向（たたき台案）」より抜粋】

たたき台案に対して、第8回検討会では、概ね次のような意見があった。

- ・ 栄養成分の含有量について個体差の大きい商品への表示は困難である
- ・ コストの面から、特に中小事業者は栄養表示の義務化は、義務化自体が困難であり、まず、中小事業者でも表示できるようデータベース作成など環境整備をしていくことが重要である
- ・ 中小事業者等一部の事業者を除外するような形での義務化は不適當である
- ・ 義務化よりも自主的な取組が促進されるように環境整備を進めるべき

他方、最近の国際的な動向として、コーデックス委員会では、全ての包装食品への栄養表示の義務化について検討を行い、本年5月にカナダで行われた第40回食品表示部会では、

- ・ 国内事情が栄養表示を支持しない (national circumstances would not support such declarations) 場合を除き、栄養表示を義務とすべき (should be mandatory)、
- ・ ただし、栄養あるいは食生活上重要ではない食品または小包装の食品等の食品は表示義務の対象外としてもよい

との見直し案が合意されたところである。

これらを受け、別紙のとおり、新しい食品表示制度の下での栄養表示制度の考え方を整理したので、これを参考としつつ、栄養表示の在り方を議論してはどうか。

## 【別紙】

### 栄養表示の義務化の考え方

#### (1) 栄養表示の義務化の必要性等

健康をライフサイクル全体という長い時間軸の中で身体・生命の安全性を維持増進することと捉えれば、栄養表示については、生活習慣病の増加や食生活の多様化が進む中、健康的な食生活を営むための基礎として、言い換えれば、中長期的な期間で栄養を管理するための目安として、より多くの消費者に栄養成分に関する情報が確実に提供され、その情報を基に日々の栄養・食生活の管理に活用できるようにする必要性は高いと考えられる。

他方、栄養表示をライフサイクル全体の中で活用していく視点で考えれば、仮に、個々の食品ごとにみれば栄養表示と実際の含有量との間にバラツキがあったとしても、中長期的な食生活全体の中では、摂取する栄養成分の量が平均化されていくことに留意する必要がある。この観点から、消費者を含めた関係者の中で、栄養表示にはある程度の誤差が当然に生じ得るものであるとの共通の認識を醸成する環境を作っていくことが重要である。

また、栄養表示については、数値で示す必要があり、かつ、食品を供給する事業者自身もその数値を当然に知り得るものではないといった特殊性があり、事業者が義務化に対応するためには、表示の切替えに加え、栄養成分の分析や計算など様々な準備がいることに配慮する必要がある。

このため、まずは、(2)の枠組みによる義務化の方向性を定めた上で、新しい栄養表示制度が円滑、かつ、速やかに導入されるよう(3)により必要な環境整備を進めることが適当と考えられる。

#### (2) 新しい栄養表示制度の枠組み

##### ア 義務化の対象

##### (ア) 対象食品

原則として、全ての加工食品を対象に義務化する一方、消費者全体にとって栄養の供給源としての寄与が小さいと考えられるもの、例えば、年間の販売個数が一定数以下の食品などは、栄養表示を付けることを要しないこととする。

##### (イ) 対象事業者

原則として、事業規模等による事業者単位の適用除外は行わず、全ての事業者を対象とする。例外として、(ア)の枠組みの下でも、家族経営のような零細な事業者に過度の負担がかかるようであれば、適用除外とする余地を残す。

## イ 対象とする栄養成分

栄養表示の対象成分を予め決めてしまうと、その後変更することは容易ではないため、(3)の措置後の状況を踏まえつつ、実際の義務化施行までに結論を出すこととする。

なお、コーデックス委員会の栄養表示ガイドラインにおいて、栄養表示する際には必ず表示すべき栄養成分として定められているものには、現行の一般表示事項（エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）のほかにも飽和脂肪酸や糖類がある。対象成分の検討に当たっては、これらを含め、各国の義務表示の実態を踏まえつつ、幅広く検討する必要がある。

## ウ 表示方法

### (ア) 表示値の設定

現行制度の誤差の許容範囲について、例えば、一般表示事項の5成分であれば±20%以内とされているところ、バラツキの大きい食品を含め、幅広い食品に栄養表示を付することができるようにするため、現行の誤差の許容範囲に縛られない計算値方式の導入、低含有量の場合の誤差の許容範囲の拡大、幅表示の活用等を図ること（一部は現行制度においても導入済み）が適当である。

### (イ) 表示媒体

容器包装に表示することが望ましいが、中長期的な食生活全体の中では、摂取する栄養成分の量が平均化されていくことを考慮すれば、消費者に対して栄養に関するきめ細かな情報提供を行うことがむしろ重要である。

このことから、エネルギーのほか、食品一般に広く含有されている栄養成分のうち、我が国の栄養摂取状況や疾病状況を踏まえ、特に消費者の健康に影響を与える重要な栄養成分について、十分に検討した上で容器包装に表示することが必要な栄養成分を容器包装に表示し、その他の成分は他の媒体を用いた情報提供を行えば、容器包装への表示の省略が可能とする方法など幅広く検討を行うことが適当である。

### (3) 栄養表示の義務化に向けての環境整備

一定程度の猶予期間を設けた上で(2)の枠組みによる義務化を図ることとするが、それまでの間は、栄養表示の義務化を円滑に進めるために必要な環境整備として、現行制度において、まずは、次のア及びイに関する表示基準の改正等を行い、栄養表示の拡大充実を図っていくこととする。

## ア 現行制度の下での栄養表示の拡大

### (ア) 新たな表示方法の導入と事業者への働きかけ

幅広い食品に栄養表示を付することができるようにするため、(2)ウ(ア)で示した表示方法(現行の誤差の許容範囲に縛られない計算値方式等を導入)も可能とする。

その上で、事業者に対しては計算値による方法も活用することにより栄養表示する食品を拡大するよう協力を求めるとともに、消費者がよりきめ細かい健康管理を行うことができるよう、表示する栄養成分の拡大を推奨するなどの取組を進める。

### (イ) 消費者等への普及啓発の推進と認識醸成の環境づくり

より多くの消費者が栄養表示を活用し栄養バランスのとれた食生活を送れるようにするためには、個々の消費者の栄養に関する知識や理解を高めるとともに、栄養表示を中長期的な食生活全体の中で捉えるとの認識が広まることが重要である。このため、消費者等への栄養に関する情報について更なる普及啓発や認識醸成のための環境づくりを進める。

## イ 円滑に栄養表示が行えるようにするための支援

栄養成分の表示値の算出に当たっては、栄養成分の含有量を収載する各種データベースや計算ソフトなど現在でも支援ツールが存在する。

しかしながら、これらのツールは、集団給食や栄養指導の場など幅広い利用目的に対応できるものであり、個別商品について、栄養成分の表示値を設定する際の留意事項や具体的な算出方法が明示されていないことなどから、必ずしも食品事業者が利用しやすいものとなっていない。

このため、アの取組と併せ、これらの支援の充実を図っていくことにより、栄養表示に関する自主的な取組が円滑に進むよう公的なデータベースの整備を含め、必要な環境整備を行う。

### (4) 義務化導入の時期

近年、栄養表示制度の見直しが行われた諸外国の例では、施行までに5年間の猶予期間が認められており、義務化導入の時期については、新法の施行後概ね5年以内を目指しつつ、(3)による事業者の取組状況を踏まえ決定することが適当ではないかと考えられる。

なお、輸出等を手がけ、海外で義務として栄養表示を行っているような大きい規模の事業者については、比較的容易に栄養表示を付けることが可能と考えられることから、義務化に当たっては、このような規模の大きい事業者から、順次義務化を進めることも考えられる。